

1号認定

教育を希望する子ども

[対象]

認定子ども園を利用している満3歳以上の子ども

無償化の対象となるもの



※預かり保育の利用料は無償化対象外です。
※申請により、「保育の必要性の認定」を受けた場合、利用日数に応じて、最大月額1.13万円(1日上限450円)までの範囲で在籍する認定子ども園の預かり保育の利用料が無償化となります。



無償化とならないもの



給食費 主食+副食
行事費 通園送迎費 教材協力費 など

※給食費のうち、主食及び副食費については一部の子どもは免除されます。

よくある質問



Q 無償化には何か手続きが必要ですか?

A すでに支給認定を受けて施設を利用している場合、特に手続きは必要ありません。私的契約児の方は、支給認定申請が必要となります。

2号認定

保育の必要性の認定有の子ども

[対象]

保育園、認定子ども園を利用している3~5歳の子ども
(4月1日現在で3~5歳の子ども)

無償化の対象となるもの



※早朝保育料、延長保育料、休日保育利用料は無償化対象外です。



無償化とならないもの



給食費 主食+副食
行事費 通園送迎費 教材協力費 など

※給食費のうち、主食及び副食費については一部の子どもは免除されます。

3号認定のうち住民税非課税世帯

保育の必要性の認定有の0~2歳児

[対象]

保育園、認定子ども園を利用している0~2歳の子ども
のうち、非課税世帯の子ども(4月1日現在で0~2歳の子ども)

無償化の対象となるもの



※早朝保育料、延長保育料、休日保育利用料は無償化対象外です。
※給食費(主食+副食)は保育料に含まれます。



無償化とならないもの



行事費 通園送迎費 教材協力費 など

※教育・保育時間、早朝保育、延長保育の時間は各園毎に異なります。

Q 現在の保育料多子軽減は、無償化の実施後どうなりますか?

A 保育料の多子軽減は引き続き実施します。